

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月17日

【届出者の氏名又は名称】 YAGEO Electronics Japan合同会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都千代田区西神田三丁目8番1号

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

【電話番号】 03-6250-6200(代表)

【事務連絡者氏名】 弁護士 新川 麻ノ同 濱田 啓太郎

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 YAGEO Electronics Japan合同会社
(東京都千代田区西神田三丁目8番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、YAGEO Electronics Japan合同会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社芝浦電子をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注8) 本書中の記載において、「営業日」とは行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に、本公開買付けは、1934年米国証券取引所法(以下「米国証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びそれらに従って定められた規則の適用を受けず、本公開買付けはこれらの手続又は基準に沿ったものではありません。本書に含まれるあらゆる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に従って作成されたものではありません。また、これらの財務情報は、米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。また、公開買付者が米国外で設立された会社であることなどから、その取締役及び役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外に拠点を置く会社やその取締役及び役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外に拠点を置く会社又はその子会社に対する米国の裁判所の管轄が認められない場合があります。

- (注10) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27 A 条及び米国証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関連者(affiliate)は、明示的又は黙示的な「将来に関する記述」が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報をもとに作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) 本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に、日本の会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従って単元未満株式を買い取る可能性、対象者の従業員持株会が、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、対象者の株式を買い付ける可能性及び公開買付者及び対象者のフィナンシャルアドバイザー並びに公開買付代理人がその通常のセカンダリー業務の範疇において日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、自己及び顧客の勘定で対象者の株式を買い付ける可能性があり、公開買付者は、かかる買取りや買付けを了解しています。日本の金融商品取引関連法制上、かかる買取り又は買付けにつき開示がなされた場合、米国の株主に対して当該開示について書面による通知がなされるか又は公開買付者若しくは対象者のホームページ上開示がなされます。
- (注13) 公開買付者又は対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(それらの関連者(affiliate)を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国証券取引所法規則第14 e - 5 条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行ったフィナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語のホームページ(又はその他の公開方法)においても開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

対象者が2025年6月17日付で事業年度第67期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、公開買付者は、法令に基づき、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年6月17日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年7月1日まで延長し、公開買付期間を38営業日に延長することとなったことから、公開買付者が2025年5月9日付で提出した公開買付届出書(2025年6月2日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項(買付け等の期間の延長を含みます。)が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、当該有価証券報告書を新たに添付書類とするとともに、公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である公開買付条件等の変更の公告を提出いたしましたので、当該添付書類を追加するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(7) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について

インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

半期報告書

6 その他

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

さらに、公開買付者は、ミネベアミツミが、2025年5月1日付で、ミネベアミツミ公開買付開始プレスにおいて、対象者株式の買付け等の価格を1株当たり5,500円に更に引き上げたうえで、2025年5月2日から公開買付けを開始する旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した対象者2025年5月1日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したこと及び本公開買付けに対する反対の意見に変更がないことを確認したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、2025年5月8日、本公開買付価格を5,400円から6,200円に変更することを決定いたしました。

< 中略 >

下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。

下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2025年3月4日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんでした。その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んでいることから、2025年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されており、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)に係る承認を取得できる見込みです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

さらに、公開買付者は、ミネベアミツミが、2025年5月1日付で、ミネベアミツミ公開買付開始プレスにおいて、対象者株式の買付け等の価格を1株当たり5,500円に更に引き上げたうえで、2025年5月2日から公開買付けを開始する旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した対象者2025年5月1日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したこと及び本公開買付けに対する反対の意見に変更がないことを確認したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、2025年5月8日、本公開買付価格を5,400円から6,200円に変更することを決定いたしました。

その後、対象者が、2025年6月17日に事業年度第67期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したため、公開買付者は、法令に基づき、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年6月17日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年7月1日まで延長すること(以下「本買付条件変更(3)」)といたしました。

< 中略 >

下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。

下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2025年3月4日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんが、その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されており、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)に係る承認を取得できる見込みです。現在も事業所管庁による審査は完了しておらず、公開買付者は、経済産業省と引き続き協議を継続しておりますが、当該協議の現況について、当事者以外の第三者に開示することが実務上許されていないと理解しているため、開示は控えていただきます。

<後略>

- (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日を確保することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(訂正後)

公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長されています。)。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日を確保することにより(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長されています。)、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(7) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について

インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

(訂正前)

< 前略 >

加えて、公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日を確保することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

加えて、公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長されています。)に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長されています。)を確保することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。

< 後略 >

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年5月9日(金曜日)から2025年6月19日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	2025年5月9日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年5月9日(金曜日)から2025年7月1日(火曜日)まで(38営業日)
公告日	2025年5月9日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	94,517,344,600円
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	200,000,000円
その他(c)	18,000,000円
合計(a) + (b) + (c)	94,735,344,600円

< 後略 >

(訂正後)

買付代金(円)(a)	94,517,344,600円
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	200,000,000円
その他(c)	20,000,000円
合計(a) + (b) + (c)	94,737,344,600円

< 後略 >

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年 6 月 26 日 (木曜日)

(訂正後)

2025年 7 月 8 日 (火曜日)

第 5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第65期(自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日) 2023年 6 月30日 関東財務局長に提出

事業年度 第66期(自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日) 2024年 6 月26日 関東財務局長に提出

(訂正後)

事業年度 第66期(自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日) 2024年 6 月26日 関東財務局長に提出

事業年度 第67期(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日) 2025年 6 月17日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第67期中(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日) 2024年11月14日 関東財務局長に提出

(訂正後)

該当事項はありません。

6 【その他】

(訂正前)

(1) 「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年2月10日付で、「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。)を公表しております。当該公表に基づく対象者第3四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人の期中レビューを受けていないとのことです。また、以下の内容は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また、実際にそのような検証を行っておりません。詳細については当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

会計期間	2025年3月期(第3四半期連結累計期間)
売上高	25,430百万円
売上原価	18,154百万円
販売費及び一般管理費	3,172百万円
営業外収益	72百万円
営業外費用	22百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,833百万円

1株当たりの状況(連結)

会計期間	2025年3月期(第3四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	187.33円
1株当たり配当額	0.00円

(2) 「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年2月10日付で、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、対象者が2024年5月10日に公表した2025年3月期(2024年4月1日～2025年3月31日)の通期連結業績予想を修正しております。当該通期連結業績予想の修正は以下のとおりです。なお、以下の内容は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また、実際にそのような検証を行っておりません。詳細については当該公表の内容をご参照ください。

2025年3月期連結業績予想(2024年4月1日～2025年3月31日)

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	1株当たり 当期純利益 (円 銭)
前回発表予想(A)	32,000	4,800	4,800	3,360	220.42
今回予想(B)	33,800	5,400	5,400	3,730	246.62
増減額(B - A)	1,800	600	600	370	—
増減率(%)	5.6	12.5	12.5	11.0	—
(ご参考)前期実績 (2024年3月期)	32,401	5,104	5,303	3,822	250.73

対象者は、2024年5月10日開示の「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、2024年7月1日付で対象者普通株式を、1株につき2株の割合で分割しており、「1株当たり当期純利益」については、当該株式分割を考慮した額を記載しているとのことです。

業績予想修正の理由

2025年2月10日発表の2025年3月期第3四半期業績結果を踏まえ、オートモーティブ、ホームアプライアンス、インダストリアル各分野において、売上高が前年同期を上回る実績で推移しており、第4四半期における売上計画を見直した結果、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに前回予想を上回る見込みとなり、通期予想を修正したとのことです。

(訂正後)

該当事項はありません。

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年6月17日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年5月9日付「公開買付開始公告」(2025年6月2日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 2025年5月9日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

< 前略 >

公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。

日本における外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外国為替及び外国貿易法」といいます。)の手続及び対応については、2025年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年3月4日付で上記届出を取り下げました。本公告日現在、再度の届出は行っておりませんでしたが、その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んでいることから、2025年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されており、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)に係る承認を取得できる見込みです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。

日本における外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外国為替及び外国貿易法」といいます。)の手続及び対応については、2025年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年3月4日付で上記届出を取り下げました。本公告日現在、再度の届出は行っておりませんでしたが、その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されており、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)に係る承認を取得できる見込みです。現在も事業所管庁による審査は完了しておらず、公開買付者は、経済産業省と引き続き協議を継続しておりますが、当該協議の現況について、当事者以外の第三者に開示することが実務上許されていないと理解しているため、開示は控えさせていただきます。

< 後略 >

(3) 府令第13条第1項第12号の規定による添付書類

対象者が2025年6月17日付で事業年度第67期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本書に添付いたします。